

市立高教組ニュース

第 2 号 R1 (2019) 年 6 月 17 日 (月) 発行

発行 仙台市立高等学校教職員組合
〒980-0803 仙台市青葉区国分町3-10-10
仙台市国分町庁舎 Tel. (022) 262-2289
書記長 笠原 好修

タイムカードの設置素案の提示

多忙化解消を目指して

昨年度から何度か話題にしているタイムカードですが、今年度中に各職場へ導入される見通しとなりました。導入に当たっては、教育局総括安全衛生委員会（管理職の代表と職場の代表で構成）の中に、第一部会を作って、昨年度から検討を重ねて来ました。設置をするに至った最大の理由は、昨年度の在校時間記録が小学校で月平均39時間、中学校では66時間、全日制高校でも55時間であり、この数字は年々増加傾向にあります。市教委としても、職場の多忙化解消は喫緊の課題と考えており、その施策の1つとして、タイムカードが導入されます。現時点では次の事が決まっています。

- ・ 出勤簿の廃止
- ・ 在校時間記録簿の廃止

しかしながら、導入に当たって、予期せぬ問題も発生することが予想されるので、数か月間の移行期間を設けることになっています。移行期間については、一時的に負担が増える部分もありますが、おおよそ次のような感じになります。

- ・ 各校1台とし、設置場所は職員室とする。
- ・ 在校時間記録集計機能は、試行期間中は使用せず、これまでの在校時間記録簿も提出してもらう。
- ・ タイムカードは、1月につき、1人1枚で、タイムカードラックに保管する。
- ・ 出勤時及び退勤時に打刻する。将来的には在校時間把握に活用するので、意図的に打刻時刻をずらさないこと。
- ・ 代理打刻は厳禁。
- ・ 年休等を取得した場合は、年休簿の他、タイムカードにも記載する。
- ・ 打刻を忘れた場合や、間違った時は、手書きで修正する。（出勤時に打刻し忘れて退勤時に打刻する場合は、退勤ボタンを押してから打刻する）
- ・ 出張の場合は、場合に応じて、朝のみや帰りのみに打刻する、もしくは打刻しない。（1日出張の場合）

これに対して、組合では次のように考えています。

- ・ 設置場所は、各職員が出勤時や退勤時に使っている場所が望ましい（職員玄関や体育館の入口等）ので、複数台の配置。
- ・ 在校時間記録簿の代わりにするので、集計機能の活用も試行期間から実施して欲しい。

上記以外でも何かご意見等がありましたら、至急お近くの組合員までお知らせ下さい。執行委員会で検討して、第一部会で話題にしたいと考えています。

常勤講師の夏期錬成休暇拡大！

前回のニュースでお知らせした内容が実現しました。市教委との単組交渉の結果、常勤講師の夏期錬成休暇が、今年度については、これまでの3日間から、正規職員同様の5日間となりました。夏期錬成休暇については、管理職や再任用も含めて、毎年交渉で日数が決まるので、来年度以降、元に戻されないようがんばります。

6月の勤勉手当から、評価の賃金反映が始まります。

これについても、これまでお知らせしている通り、仙台市の条例で定められていることから、賃金への反映が始まります。しかしながら、評価制度が始まったばかりで、評価はまだ定まっていません。この様な状況で、評価の反映は現場に混乱をもたらすため、昨年度の教育長交渉では、不公平感の無いような反映をすると、市教委は言っています。今月末、期末勤勉手当が支給されますが、どのようになったか、検証してみたいでしょうか？

今年度からの期末勤勉手当（標準成績の場合）の計算式については次の通りです。

(給料+給料差額+教職調整額+扶養手当+地域手当) × 1.3 × (1+役職加算) ← 期末手当

(給料+給料差額+教職調整額 + 地域手当) × 0.925 × (1+役職加算) ← 勤勉手当

※ 役職加算については、勤続10年目で5%、勤続26年目で10%となっています。

※ 高教組では、市労連の他の単組と同様に、役職加算7.5%を導入するように継続して要求しています。

昨年度までは、勤勉手当の算定基礎にも扶養手当が含まれていましたが、今後は人事評価制度の財源として、使われることとなります。

また、これまで夏と冬で支給額に若干の差がありましたが、今年度からは夏と冬の支給額が同額になります。従って、夏なのに、ちょっと増えたように感じるかもしれません。